

佐賀県告示第254号

建築基準法第6条第1項第4号及び第22条の規定に基づく区域の指定（昭和25年佐賀県告示第619号）の一部を次のように改正し、平成30年6月29日から施行する。

平成30年6月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。					建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。				
その関係図面は、 <u>佐賀県土木部建築住宅課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。</u>					その関係図面は、 <u>佐賀県土木整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。</u>				
指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別	指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別
市町村	同上内訳				市町	同左内訳			
鳥栖市	鳥栖市内用途 地域全域	準防火地域を 除く	<u>17.83</u>	略	鳥栖市	鳥栖市内用途 地域全域	準防火地域を 除く。	<u>17.82</u>	略
略					略				